

平成26年(ワ) 第13803号

原告 松本俊夫

被告 公益財団法人全日本空手道連盟

平成26年12月10日

御 連 絡

双方代理人 殿

東京地方裁判所民事第8部

裁判官 秋 吉 信 彦

標記事件について、双方のご意見を踏まえ、  
下記のとおり和解条項案を提示しますので、ご検討下さい。  
修正希望等がある場合には、早急にご連絡下さい。

記

- 1 原告は、生徒に対し、気合を入れるなどの目的で、その頬や肩に手をあてて押すなどの行為をしたことを認め、今後は、そのような行為も含めて、体罰と認識されるおそれのある行為を一切しないことを約束する。
- 2 被告は、原告の上記意思表示を踏まえ、早急に、原告の会員資格を回復させる措置をとるものとする。

以上

平成27年3月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
平成26年(ワ)第13803号 会員資格無期限停止処分無効確認請求事件  
(口頭弁論終結の日・平成26年12月9日)

判 決

栃木県栃木市城内町2丁目28番9号

原 告	松 本 俊 夫
同訴訟代理人弁護士	大 山 勉

東京都江東区辰巳一丁目1番20号

被 告	公益財団法人全日本空手道同盟
同 代 表 者 代 理 事	笹川 堯
同訴訟代理人弁護士	篠原 由宏

主 文

- 1 被告が原告に対し平成25年12月6日付けでした会員資格無期限停止処分が無効であることを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項に同旨

第2 事実の概要

1 被告は、空手道の普及奨励等を事業とする公益財団法人である。原告は、平成25年12月6日当時、被告の会員であった。また、原告は、同年8月30日まで、宇都宮文星女子高等学校の護身道部の監督(外部講師)を務めていた。

同年12月26日、被告は、原告に対し、その会員資格を無期限停止とする処分(以下「本件処分」という。)をした。その理由は、同年8月6～9日に長崎県内で開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)の会場又は練習場において原告が上記護身道部の指導中に体罰(以下本件体罰という。)を行い、それが被告の倫理規程第4条1項違反に当たる、というものであった。同規程4条1項は、「本連盟関係者は次の行為をしてはならない。」(1)身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等を行うこと。

(以下略)」と規定している。(甲3, 9)

2 本件において原告は、「①原告が本件体罰を行った事実はなく、また、②原告に十分な弁明の機会が与えられなかったから、本件処分は無効である」旨主張して、被告に対し、本件処分の無効確認を求めている。

3 これに対し、被告は、「①原告が本件体罰を行った事実は存在し、②原告には十分な弁明の機会が与えられているから、本件処分は無効ではない」と旨主張している。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件体罰の在否について

原告による本件体罰の存在を推認させる方向に働く事情としては、①原告自身が、宇都宮文星女子高等学校の上野一典学校長(以下「上野校長」という。)宛ての平成25年8月30日付け「始末書」(甲3の資料3-1、以下「本件始末書」という。)を作成し、そこに「私は、長崎インターハイで体罰をしました。責任をとり、教師として辞職いたします。」と手書きして、これを上野校長に提出し、これを受けた上野校長が、公益財団法人全国高等学校体育連盟の空手道専門部部长に対し、同年9月2日付け報告書(甲3の資料3-3)により、本件体罰について「本人及び部員に対し調査した結果、事実と確認されました」等と報告していること、②「宇都宮文星高校の空手部の監督が、生徒に体罰をしている行為が、近隣の方に見られ、注意を受けています」等と述べる電子メール(甲3の資料1)が大分県教育庁に送信され、また、「栃木県文星高校の監督が生徒を何発もなぐっている所を見ました」等と述べる手紙(甲3の資料2)が長崎県教育庁体育課に送付されていること、③被告が、同年11月27日付け文書により、原告に対し、本件体罰に関する「被告書の内容について事実と違背する点またはご意見があれば、本書到達後7日以内に当連盟宛に文書をもってご提出されるよう通知」しており(甲3の資料8)、さらに、同年12月19日付け文書により、原告に対し、本件処分をした旨通知するとともに、「不服の場合は、本通知到着後14日以内に、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に書面をもって上訴を申し立てることができる」との教示をしているにもかかわらず(甲3資料10-1)、原告が各期間内に何ら異議等を述べなかったこと、などが見受けられる。

しかしながら、まず上記①については、原告が本人尋問において「生徒や上野校長に迷惑をかけられないと思ったので、提示された文案どおりに本件始末書を書いた」旨述べているところ(反訳書5~6頁等)、上野校長も、被告申出による証人尋問においては、「原告に話を聞いた際、原告は『肩を叩くか押すかして、気合いを入れたことはあるが、暴力を振るった事実はなく、そのつもりもない』という趣旨のことを述べていたものの、『学校に迷惑はかけられない』と言って本件始末書を書いた」旨及び「生徒指

導の教員が護身道部の生徒8名前後にも聞いたが、生徒たちは直筆の書面で『頼んで気合いを入れてもらっています』等と述べた」旨の証言をしており（反訳書6, 8, 9, 13, 14, 18頁等）、かかる供述状況も考慮すると、原告が本件始末書を作成した事実等をもって本件体罰の存在推認することが困難である。上記②については、送信者・送付者が不明であり、そのためその具体的な目撃内容も不明であり、上記のとおり護身道部の生徒が「気合いを入れてもらった」等と述べていることなども考慮すると、これらの電子メールや手紙の存在をもって本件体罰の存在を推認することも困難である。上記③については、上記①及び②の証拠価値が上記の程度にとどまる以上、原告のそのような対応のみをもって本件体罰の存在を推認することは困難である。

その他、原告が本件体罰を行った事実を認めるに足りる証拠はなく、同事実を認定することはできない。

## 2 結論

以上の通り、本件処分 of 根拠とされた事実が認められない以上、その余の争点につき判断するまでもなく、本件処分は無効であるといわざるを得ない。なお、被告は、原告の所属団体である宇都宮文星女子高等学校の学校長が直接調査して認定した事実を被告が無視して独自に判断することはできない等とも主張するが、そのように解すべき法令上の根拠はなく、採用することができない。

よって、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

裁判官 秋 吉 信 彦

これは正本である。

平成 27 年 3 月 31 日

東京地方裁判所民事第 8 部

裁判所書記官 加藤 大 貴